

研究支援者派遣の見積競争について

次のとおり見積競争に付します。

契約担当職

国立研究開発法人産業技術総合研究所

調達二室長 小河原 良雄

1. 見積競争に付する事項

- (1) 件 名 ・ 人 数 研究支援者派遣（つくば本部・情報棟25派031） 1名
- (2) 仕 様 別紙仕様書のとおり
- (3) 派 遣 期 間 2025年7月1日 ～ 2026年3月31日
- (4) 派 遣 場 所 国立研究開発法人産業技術総合研究所
つくばセンター 中央事業所

※ 派遣元で派遣労働者の待遇を「派遣先均等・均衡方式」、「労使協定方式」のどちらで確保したのか、競争参加を決めた時点で下記5. に連絡ください。

2. 競争参加に必要な書類

- (1) 見積書 1部
 - ・ 時間単価（通常時間単価、法定外時間単価）を記載してください。
 - ・ 見積額は通勤交通費等の諸経費を含めた額としてください。
- (2) スキルシート 1部
 - 仕様書「派遣職員に求める資格・技能等」に示す能力（スキル）に係るスキルシートをご提出ください
- (3) 労働者派遣事業許可証の写し 1部
- (4) 反社会的勢力排除に関する誓約書
 - 詳細及び様式は以下URLをご覧ください。
 - U R L : https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/oshirase/seiyakushoirai.html
 - ※ 過去に産総研に提出したことがある場合は不要です。
- (5) 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」
 - 詳細及び様式は以下URLをご覧ください。
 - U R L : https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/oshirase/koutekikenkyuuhi.html
 - ※ 過去に産総研に提出したことがある場合は不要です。

3. 競争参加に必要な書類の提出期限及び提出場所

2025年6月18日（水）17:00 厳守
下記5. にご提出ください。（メール提出可）

4. 注意事項

- (1) 派遣労働者は、国立研究開発法人産業技術総合研究所を離職後1年以内の者でないこと（60歳以上の定年退職者を除く）。その他の要件は仕様書のとおり。
- (2) 契約書案にご承諾の上で競争にご参加ください。（契約書案は以下URLからご覧ください。）
U R L : https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/format/

5 . 書類提出先・問い合わせ先

国立研究開発法人産業技術総合研究所

調達部 調達二室 金子 淳一（かねこ じゅんいち）

住 所：〒305-8568 茨城県つくば市梅園1－1－1 中央事業所2群 2－1 C棟7階

電 話：050-3515-8600（直通）、029-861-2029（代表）

メール：j. k a n e k o @ a i s t . g o . j p

仕様書

件名	研究支援者派遣（つくば本部・情報棟25派031）
組織単位 （組織の名称）	人間社会拡張研究部門
組織の長の職名	研究部門長
事業所の名称	国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくばセンター 中央事業所 つくば本部・情報技術共同研究棟
事業所の所在地	茨城県つくば市梅園1-1-1 中央事業所 つくば本部・情報技術共同研究棟
派遣労働者の人数	1名
派遣期間	2025年7月1日 ～ 2026年3月31日
就業日	就業曜日：「月～金曜」のうち週0～3日（期間中最大36日間） ただし、必要に応じ、就業日を変更する場合がある。
休日	所定休日：土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日、その他産総研が定める日 その他の休日：就業日以外の日（所定休日を除く）
就業時間	10時00分を始業時刻、17時00分を終業時刻とし、休憩時間を除き、1日あたり6時0分勤務とする。
休憩時間	1時間（12時00分～13時00分）
時間外労働	必要に応じ、就業日以外の日（所定休日を除く）及び就業時間以外に就業を命じる場合がある。
休日労働	必要に応じ、所定休日に休日労働を命じる場合がある。
出張	必要に応じ、出張を命じる場合がある。（派遣先職員同伴）
業務内容	・「脳波BMI技術を活用した脳損傷患者の認知機能評価」の補助を行う。 ・「感覚情報処理系の解析を含めた手指巧緻運動障害の定量化と未病早期検出技術の開発」の補助を行う。 ・「医師の判断と協調する画像診断アルゴリズムの開発」の補助を行う。 ・「高度脳神経損傷に対する歯髄由来分化誘導神経系細胞を用いた新たな神経再生医療の開発」の補助を行う。 ・その他、「脳波BMI研究」等の開発補助を行う。 ・上記項目業務を実施するにあたり、行動及び脳活動計測実験の補助や成果発表イベントでのデモの補助を行う。 ・付随的業務は、1割以内とする。
政令で定める業務 （号）	第13号 研究開発関係
責任の程度 （権限の範囲）	役職を有さない（部下なし）
危険有害業務の有無	なし

危険有害業務の内容、危険・健康障害を防止する措置の内容	
派遣労働者に求める資格・技能等	・ 4 年生大学（理系あるいは実験心理系）入学程度の学歴があること。 ・ パーソナルコンピュータ等で表計算ソフト「エクセル」の基本操作（関数が使用できる程度）に習熟していること。 ・ 脳波計測や脳波データの解析の経験があること。